



増値税改革における徴収管理問題の公告 サイバーセキュリティー法の施行

中国ニュースレター No. 1 / 2017年11月

1. 国家税務総局「増値税改革における徴収管理問題の公告」

2017年4月20日、国家税務総局より「国家税務総局による営業税に代えて増値税を徴収管理する場合の問題を更に明確にする公告」（原文：国家税务总局关于进一步明确营改增有关征管问题的公告）が発表されました。本公告は、2017年5月1日より施行されます。

11号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2567296/content.html>

概要

2017年4月20日発表の11号の主なポイントは、次のとおりです。

- ・混合販売や兼業時の税務
- ・2016年5月1日以前に発生した営業税の發票発行期限の延長
- ・増値税仕入税額控除發票の控除期限の延長

11号公告の解説全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c2572947/content.html>

2. サイバーセキュリティー法の施行

全国人民代表大会常務委員会にて昨年11月に可決されたサイバーセキュリティー法（原文：网络安全法）が2017年6月1日より施行されます。

全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146557/n1146614/c5345009/content.html>

概要

2016年11月7日の全人大常務委員会にて可決されたサイバーセキュリティー法が本年6月より施行されます。適用範囲は国内企業だけでなく、中国国内で活動やサービスを提供する国外企業にも及びます。情報関連の罰則が明確化・強化され、法令に違反した場合は、サイトの閉鎖、営業停止、営業許可の取消などの処分が下される場合があります。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY東京監査法人

出口美紀 - 研究員

Email: miki.deguchi@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂7-3-37 プラース・カナダ3F

Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474

Website : www.uhy-tokyo.or.jp